



# 税の申告

2/16(木)～3/15(水)の平日  
※2月23日(木・祝)も受付

問 所得税の確定申告 春日部税務署 ☎ 048 (733) 2111  
市県民税の申告 税務課住民税担当 ☎ 0480 (92) 1111  
内線 124・125・129

市・県民税や所得税の申告は、税額や国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、医療費の自己負担限度額、国民年金保険料の免除などの基礎資料となります。該当するかたは、必ず申告してください。

## 地区別申告受付日程表

●受付時間 午前8時45分～11時  
午後1時～4時  
※番号札は、当日受付時間前からお取りいただけます。

●会場 市役所 1階 大会議室  
※混雑を避けるために対象地区を割り振っていますが、ご都合の悪い場合は、期日内の他の日にお越しください。

期日	受付対象地区
2月 16日 (木)	小久喜1～350番地
17日 (金)	小久喜351～1000番地
20日 (月)	小久喜1001番地～
21日 (火)	全地区
22日 (水)	篠津
23日 (木・祝)	全地区
24日 (金)	新白岡1～3丁目
27日 (月)	爪田ヶ谷・太田新井・彦兵衛
28日 (火)	全地区
3月 1日 (水)	柴山・荒井新田・下大崎

期日	受付対象地区
3月 2日 (木)	野牛・新白岡7～9丁目
3日 (金)	高岩・新白岡4～6丁目
6日 (月)	岡泉・実ヶ谷・千駄野
7日 (火)	上野田
8日 (水)	下野田
9日 (木)	白岡1～1000番地
10日 (金)	白岡1001番地～・寺塚
13日 (月)	白岡東・西1～4丁目
14日 (火)	西5～10丁目
15日 (水)	全地区

## 令和5年度個人市県民税(令和4年分の所得税)主な税制改正点

### 住宅借入金等特別税額控除の控除率の変更

住宅借入金等特別税額控除率(住宅ローン控除)  
※令和4年に入居の場合  
1% → **0.7%**

所得税で引ききれなかった住宅借入金等特別税額控除  
可能最高額  
136,500円 → **97,500円**

※令和4年の入居であっても、契約時期により、控除率が改正前の1%で計算される場合があります。詳細は国税庁ホームページをご覧ください。

## 要介護(要支援)認定高齢者のかたへ

### 障害者控除

障害者手帳の交付を受けていない65歳以上で、要介護認定期間に「令和4年12月31日」が含まれており、一定の要件を満たし、障害者に準ずると認められる場合は、申請により市から交付される「障害者控除対象者認定書」を提出することで控除が受けられます。

問 高齢介護課介護認定給付担当 ☎ 0480 (92) 1111 内線 178・179

### おむつ使用の確認書

おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降で、認定期間及び主治医意見書の内容などについて一定の要件を満たしている場合、申請により市から交付される「おむつ使用の確認書」を提出することで、おむつ代が医療費控除の対象となります。

## 国民健康保険・後期高齢者医療・国民年金に加入しているかたへ

収入がないかたや税制度上の家族の扶養に入っているかたも市・県民税の申告が必要です。

申告がない場合、保険税・料の軽減が受けられないだけでなく、高額医療費や国民年金保険料免除などに影響する場合があります。

※令和5年4月1日に、16歳未満で収入がないかたは申告の必要はありません。

国民健康保険担当 内線 142～144  
後期高齢者医療担当 内線 147・148  
国民年金担当 内線 140・149  
問 保険年金課 ☎ 0480 (92) 1111

## 市・県民税の申告

### ●申告が必要なかた

令和5年1月1日現在、市内に住所があり、次の①～③のいずれかに該当するかた

- ①令和4年中に給与、年金以外に収入があったかた(これらの所得が20万円を超える場合は確定申告)
- ②令和4年中に収入がなく、同居親族の扶養になっていないかた(扶養になっていても、申告が必要な場合あり。5ページ下部参照)
- ③令和4年中に収入がなく、国民健康保険に加入しているかた

### ●申告が不要なかた

次の①～③のいずれかに該当するかた

- ①所得税の確定申告をするかた
- ②給与収入のみで年末調整済のかた
- ③年金収入(400万円以下)のみで、源泉徴収票に記載のある控除(配偶者控除、扶養控除など)の変更または社会保険料控除、生命保険料控除などの追加がないかた

## 所得税の確定申告

春日部税務署・白岡市役所で受け付けます。

### 提出方法

①自分で作成して春日部税務署へ提出  
国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で確定申告書が作成できます(期間中は市役所に申告書提出箱を設けます。)

②市役所の申告会場で作成し提出

日程 受付日程表のとおり(5ページ)

③e-Tax で提出

インターネットで確定申告ができます。あらかじめ準備するものをホームページでご確認ください。



▲e-Tax ホームページ

## 申告に必要な書類など

### ①市・県民税申告書または確定申告書

(市役所で申告する場合は不要)

### ②令和4年中の所得が分かる書類

- 給与・年金の源泉徴収票
- 営業・農業・不動産所得については、収支内訳書
- 報酬の支払調書(経費がある場合は領収書なども)
- その他、収入額の分かる書類

### ③令和4年中の控除の計算に必要な書類

- 社会保険料控除
  - ・国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険
    - ↳ 領収書または市が発行する社会保険料控除申告用のお知らせ
  - ・国民年金
    - ↳ 領収書または社会保険料(国民年金保険料)控除証明書
- 小規模企業共済等掛金控除、生命保険料、地震保険料控除 ▶ 掛金または保険料控除証明書
- 障害者控除 ▶ 障害者手帳、療育手帳、障害者控除対象者認定書(5ページ参照)など
- 医療費控除 ▶ 明細書、医療費通知
- 寄附金控除 ▶ 寄附金受領証明書
- その他、控除額の分かる書類

### ④申告者本人名義の口座情報(振込先)が分かるもの

### ⑤マイナンバーカード(お持ちでないかたは、通知カードなどの番号確認書類と運転免許証や健康保険証などの身元確認書類の2種類)

※控除対象配偶者、扶養親族、事業専従者のかたなどのマイナンバーも必要

※郵送で提出する場合、⑤の写しの添付が必要

### 注意点

・収支内訳書や経費の内訳、医療費控除の明細書などは、あらかじめ作成してからお越しください。

次の場合は市役所で受け付けできませんので、春日部税務署またはe-Taxで申告してください。

- ①住宅借入金等特別控除(初年分)
- ②源泉徴収票がない還付申告
- ③営業等所得
- ④青色申告
- ⑤分離課税(土地・建物、株式の譲渡・損失など)の申告
- ⑥雑損控除の申告
- ⑦過年分の申告